

平成 29 年 9 月 28 日

事業者 各位

守口市総務部総務課

建設工事の契約における営業所の現地調査実施要領の制定について

本市では、建設工事の契約において、不良・不適格業者の排除を図り、入札・契約事務の適正化の推進に資するため、建設業法上の営業所の実態についての現地調査を実施しているところです。

このたび、建設工事の契約における営業所の現地調査実施要領を制定し、要領制定日以降は要領に基づき現地調査を行いますので、お知らせします。

記

1 要領の概要

(1) 実施方法

建設工事における営業所の現地調査実施要領に基づき、建設業の標識の掲示、営業に関する帳簿の備付け、電話・机等什器備品を備えていること、その他営業所の事態を把握するために必要な事項について、営業所現地で調査を行います。

※ その他営業所の実態を把握するために必要な事項として、公共料金の領収書 3 か月分の写しの提出は、必ず求めます。

(2) 営業所の実態がないとみなした場合の措置

現地調査をし、本市が営業所の実態がないとみなした場合は、次の措置をとります。

① 入札書又は見積書の無効

本市が営業所の実態がないとみなした事業者が、競争入札又は随意契約に参加している場合は、その事業者の入札書又は見積書を無効とします。

② 指名停止

現地調査に応じない、又は現地調査において調査員を妨害したとして本市が営業所の実態がないとみなした事業者については、守口市建設工事等業者指名停止基準取扱要綱に基づき指名停止を行います。

3 要領制定日

平成 29 年 9 月 26 日